

国家戦略特区WG 規制改革提案に関する現時点での検討状況

2013年9月20日

国家戦略特区WG座長 八田達夫

I 都市型のビジネス・イノベーション拠点関連

規制改革提案	関係各省の見解	WGの見解
1 医療 (注) 提案内容の詳細は別紙1		
(1) 国際医療拠点の創設と連携して、 医学部の新設	<厚労省・文科省> ・需給調整の必要、地域医療への悪影響の可能性もあり、原則として不可。 ・ただし、 <u>特区で一定の限定を付すなら、検討可能。</u>	- (なお、基礎医学の研究者などを含め、医師不足が問題。36年間もの長期間、我が国で一切の医学部新設を禁ずるなど、厳しい需給調整を行うことにはそもそも疑問。)
(2) 国際医療拠点において、病床規制の撤廃	<厚労省> ・需給調整の必要あり、原則として不可。 ・ただし、 <u>特区で一定の範囲に限るなら、検討可能。</u>	-
(3) 国際医療拠点において、外国医師・看護師の業務解禁	<厚労省> ・外国医師は、二国間協定の拡大、臨床修練制度の拡充などにより対応。 ・外国看護師は、修練制度の活用を検討。	・ <u>国際医療拠点に限定した特例措置として、もう一段踏み込んだ拡大策を検討可能。</u> ・オリンピック開催に向け、具体的ニーズが一層顕在化すると見込まれる。

<p>(4) 国際医療拠点において、海外で認められる医薬品等を対象に混合診療の解禁</p>	<p><厚労省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険制度の維持が脅かされるので、原則として不可。 ・ただし、特区内における高度な医療機関であれば、最先端医療迅速評価制度と類似の制度により、<u>迅速に保険併用可能な仕組みについて検討可能。</u> 	<p>—</p>
<p>2 雇用 (注) 提案内容の詳細は別紙2</p>		
<p>(総論)</p>	<p><厚労省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、<u>雇用は特区になじまない。</u>労働者の公平、企業の公正競争に関わるので、全国一律でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>こうした理由で「特区になじまない」といったら、およそ特区は成立しない。</u> ・労働者の属性、企業の特性に応じて制度に差異を設けることは、現行制度にも例があり、否定されていない。
<p>(総論)</p>	<p><厚労省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用ルールは、条約上、労使間で協議することが求められており、<u>労政審での審議を経ることが必須。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・労使間協議を行う場が、労政審である必要はなく、別の場を設けて迅速に協議しても構わないはず。
<p>(総論)</p>	<p><厚労省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用ルールに係る<u>周知徹底など、特区内で総合的な支援策を検討</u>することは可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令の周知徹底は当然実施すべきことであり、<u>特区の措置には該当しない。</u>

<p>(1) 特区内の一定の事業所(外国人比率の高い事業所)を対象に、<u>有期雇用の特例</u>(使用者が、無期転換を気にせず有期雇用できる制度に)</p>	<p><厚労省> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者に対し無期転換権を放棄するよう、<u>使用者が強要する可能性があるため、不可。</u> </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉力の比較的高い労働者の集まる事業所を対象に、<u>労使双方の同意を前提</u>とした上で、かつ、不当労働行為や契約強要・不履行などに対する<u>監視機能強化を特区内で行うなら、検討可能。</u>
<p>(2) 特区内の一定の事業所(外国人比率の高い事業所、または、開業5年内など)を対象に、<u>契約書面により、解雇ルールの明確化</u></p>	<p><厚労省> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書面で解雇要件等を明確にすることは奨励している。ただ、裁判になったときは、その後の<u>人事管理・労務管理</u>などを含め、<u>総合判断せざるを無い。</u>(契約書面は、労使双方にとって有効でない) </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>総合判断</u>」という限り、<u>労使双方にとって予測可能性が担保されない。</u> ・書面で明確にすることが、労使双方にとってプラスのはず。 ・不当労働行為や契約強要・不履行などに対する<u>監視機能強化を特区内で行うなら、検討可能。</u>
<p>(3) 特区内の一定の事業所(外国人比率の高い事業所、または、開業5年内など)を対象に、<u>労働時間ルールの適用除外</u></p>	<p><厚労省> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国レベルで慎重に検討中。</u> </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不当労働行為や契約強要・不履行などに対する<u>監視機能強化を特区内で行うなら、検討可能。</u>
<h3>3 教育</h3>		
<p>公設民営学校の設置(公立学校を民間委託して、国際バカロレア校に等)</p>	<p><文科省> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校教育は公権力の行使等にあたるため「<u>当然の法理</u>」(公務員が行わなければならない)との整理が必要。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に<u>公権力の行使</u>であっても民間開放可能であることは、2006年公共サービス改革法制定時に決着済み。 ・また、PFI法やその他のインフラ関係法の改正により、ほとんど全ての公共施設については、民間への運営委託が認められており、学校が認められな

<p>(3) 滞在型の外国人ビジネスマンによるサービスアパートメント・観光客の受入れ拡大（オリンピック対応含め）に伴う台所付の短期滞在施設への需要増大を視野に、一般賃貸住宅を宿泊施設として利用解禁</p>	<p><厚労省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・30日未満の利用である限り、フロントの設置など旅館業法上の施設基準を満たす必要あり。 ・ただし、一定の緩和につき<u>検討の余地</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フロントに代えて、ビデオカメラや24時間の連絡窓口などを設置するならば、宿泊施設として利用解禁すべき。 ・オリンピック開催に向け、多くの外国人が居住・滞在する中で、具体的ニーズが一層顕在化すると考えられる。
--	--	---

Ⅱ 改革志向地域関連

規制改革提案	関係省庁の見解	WGの見解
5 農業		
(1) 農業委員会の機能を市町村との合意により移管	<p><農水省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と農業委員会との間で互いの事務の配分について合意があるなら否定しない。 	—
(2) 農業への中小企業保険制度の適用（農業者が銀行・信用金庫から借りられるように）	<p><経産省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の農家全般までは無理。適用対象が拡大するなら、<u>財政負担が課題</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をすべて対象外とする理由はない。 ・少なくとも、他業種からの参入企業や、新規の農業生産法人ならば適用できるようにすべき。
(3) 農業生産法人要件の緩和（企業の農地所有解禁など）	<p><農水省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間管理機構のスタートが優先。特に、農業従事者を過半としている議決権（出資）要件には手をつけられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも、<u>特区限定で緩和を検討</u>すべき。<u>事業要件・役員要件</u>なども検討すべき。
(4) 農地利用規制の緩和（農地内に農家レストランを作ることの解禁）	<p><農水省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討。 	—

<h2>6 地方議会</h2>		
<p>地方議会に係る被選挙権・選挙権年齢を、地方独自に引き下げることの解禁（地方議会に若者を呼び込むことを起点に、地域の若返り・活性化へ）</p>	<p>＜総務省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙権については、国民投票法附則との関係、憲法92条との関係、少年法との関係、同日選時の混乱可能性など、検討課題あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>少なくとも被選挙権については、特段の問題はないのでないか。</u> ・ 少なくとも若者不足の過疎地域等において、地域活性化につながるはず。
<h2>7 歴史的建築物の活用</h2>		
<p>古民家等の歴史的建築物を有効活用できるよう、建築基準法、消防法、旅館業法の特例措置 （特に滞在型の外国人観光客の受入れ拡大（オリンピック対応含め）を視野に、古民家等を宿泊施設として利用解禁）</p>	<p>＜国交省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の特例措置（適用除外）は、現在でも自治体の判断あれば（条例を策定した上で、自治体の建築審査会の同意を得れば）可能。法改正を要しない。 <p>＜総務省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性の確保を前提に、歴史的建築物の特殊性を考慮した、これまでに認められた具体例の普及啓蒙や、各地域からの相談を積極的に受け入れたい。 <p>＜厚労省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記4（2）と同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を作成しても、建築審査会に伝統工法の専門家等がいなかったため、ほとんど対象となる物件を審査できない（年に1件程度）。<u>専門の審査会を別途設置したいという自治体を、法的な特例措置により国として支援すべき。</u> ・ <厚労省>については、上記4（2）と同じ。

医療

国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界トップクラスの国際医療拠点を作る。国内居住の外国人が安心して治療を受けられることはもとより、世界の人たちがそこで治療を受けたいと思うような場所にする。

＜特例措置＞

- (1) 特区内で、国際医療拠点として相当の外国人患者の受け入れを見込む医療機関につき、高度の医療水準の確保を条件として、
 - ・ 病床規制の対象外とし、経営判断による病床新設・増床を認めること、
 - ・ 医療水準の高い国の外国医師の診察、外国看護師等の業務を認めること、
 - ・ 医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、混合診療を認めること。

- (2) 特区内で、上記(1)の国際医療拠点と連携した医学部の新設を認めること。

雇用

開業率と対内直接投資が低水準にとどまっていることは、我が国の経済再生に向けて克服すべき重大課題。新たな起業や海外からの進出が拡大してこそ、よりイノベティブな産業の創出、切磋琢磨を通じた競争力強化が見込める。

このため、新規開業事業者や海外からの進出企業などが、より優れた人材を確保できるよう、雇用制度上の特例措置を講ずるエリアを設ける。

<特例措置>

特区内において

- ・ 開業後5年以内の企業の事業所に対して、(2)(3)の特例措置
- ・ 外国人比率が一定比率以上(30%以上)の事業所に対して、(1)～(3)の特例措置

(1) 有期雇用

- ・ 契約締結時に、労働者側から、5年を超えた際の無期転換の権利を放棄することを認める。これにより、使用者側が、無期転換の可能性を気にせず、有期雇用を行えるようにする。

→ 「労働契約法第18条にかかわらず無期転換放棄条項を有効とする」旨を規定する。

(2) 解雇ルール

- ・ 契約締結時に、解雇の要件・手続きを契約条項で明確化できるようにする。仮に裁判になった際に契約条項が裁判規範となることを法定する。

→ 労働契約法第16条を明確化する特例規定として、「特区内で定めるガイドラインに適合する契約条項に基づく解雇は有効となる」ことを規定する。

(3) 労働時間

- ・ 一定の要件(年収など)を満たす労働者が希望する場合、労働時間・休日・深夜労働の規制を外して、労働条件を定めることを認める。

→ 労働基準法第41条による適用除外を追加する。

<これに伴う措置>

上記の特例措置に伴い、不当労働行為、契約の押しつけや不履行などがなされることのないよう、特区内の労働基準監督署を体制強化し、労働者保護を欠くことのないよう万全を期す。